

学校いじめ防止基本方針

台東区立柏葉中学校

1 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）、「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成26年8月1日施行、平成26年東京都条例第103号）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日策定）、「台東区いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年10月（令和3年4月一部改定））に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

なお、策定に当たっては、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」（令和3年2月）を参考にするものとする。

2 いじめ問題への基本的な考え方

いじめ問題への対応について、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」、「台東区いじめ防止対策基本方針」に基づき、台東区立柏葉中学校では、相互に家庭・地域・関係機関の連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等のための対策を総合的かつ効果的に推進していくために、以下を基本的な考え方とする。

（1）いじめ防止への意識

いじめは重大な人権侵害であり、いじめは絶対に許されない行為である。学校、学年、学級などどんな環境においても、どの生徒にも起こり得るという認識に立ち、いじめの問題への対応は、学校が一丸となって組織的に取り組むべき最重要課題の一つであるという考えで取り組む。

（2）いじめ防止への共通行動

本校が人権尊重教育推進校として台東区内の推進役の各校として担う役割を強く認識し、地域社会とともに人権尊重の精神に則り、生徒の「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成と態度の育成を目指して全教職員が共通行動の下に取り組んでいく。

3 いじめの定義

いじめとは、「台東区いじめ防止対策推進基本方針」の定義に従い、「いじめ防止対策推進法」において、「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

4 いじめ防止の取組の推進

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応する。

（1）軽微ないじめも見逃さない

（2）教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む

（3）相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

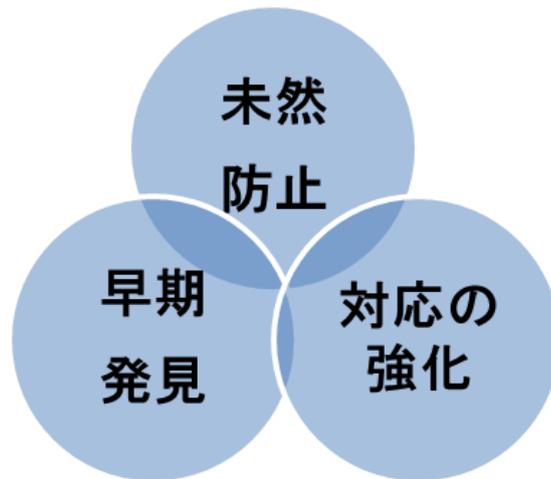
（4）生徒自身が、いじめについて考え行動できるようにする

（5）保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

（6）社会全体の力を結集し、いじめに対峙する

5 未然防止に向けた具体的な取組

- (1) いじめ行為をしたり、見て見ぬふりをしたりするような生徒をなくすため、道徳教育の充実を図る。また、思いやりをもち、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める気持ちや態度を育てるなどの研究・研鑽を深め、人権尊重教育を推進する。
- (2) いじめや暴力のない学級や学校づくりを目指す人権教育の充実に取り組む。
- (3) いじめの起こりにくい集団を形成するため、グループ学習、ペア学習などの集団での学習を通してコミュニケーションの機会を増やした授業を行う。また、より良い解決方法を追究する資質を育成するため、問題解決学習の機会を作れるように授業改善を進める。
- (4) セーフティ教室や学級活動で、日頃より携帯電話やスマートフォン等によって引き起こされるいじめを防ぐため、情報機器を活用する際のルールを教える情報モラル教育を実践する。
- (5) 道徳授業地区公開講座の推進、P T Aによる家庭教育学級の開催など、家庭・地域や関係機関等が連携したいじめ防止の取組を実践する。
- (6) 朝礼の校長講話を始め、学年集会、学級活動でいじめ防止のために、生徒へ一斉指導を行う。
- (7) 教職員がいじめに関する研修会を企画、運営する。



6 いじめ防止対策の整備

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

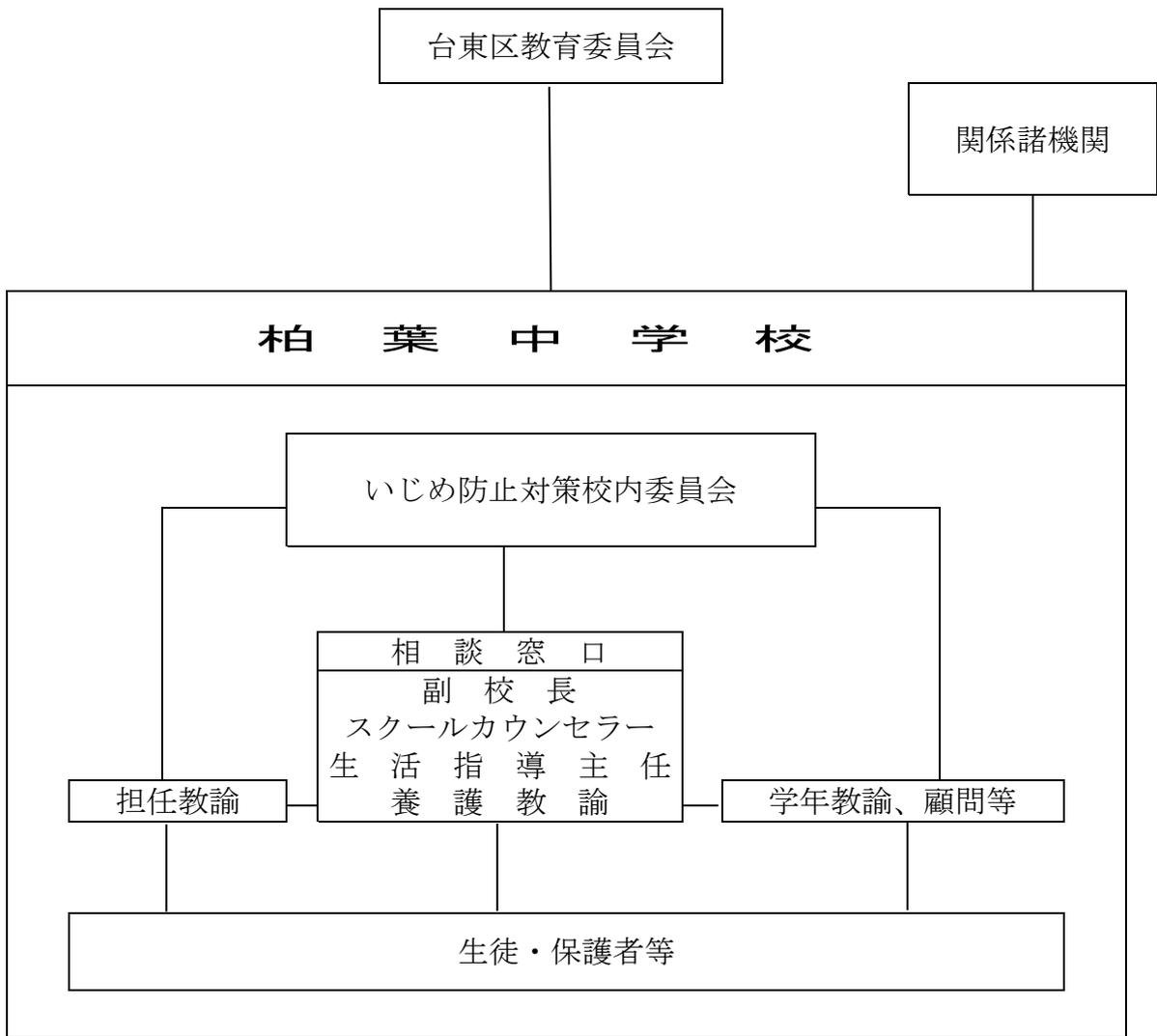
学校いじめ対策委員会を設置し、いじめ防止対策やいじめ発生時の対応を組織的に対処する。本委員会は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成する。

(2) 学校いじめ対策委員会の活動

- ア いじめに関するアンケート調査の実施、集計
- イ いじめ防止に向けた保護者との連携の推進
- ウ いじめに関する研修会の企画、運営
- エ いじめの相談窓口の設置

※全ての教職員（特に、副校長、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導主任等）

7 いじめ防止対策に関する関係図



補助資料

<いじめの定義>

いじめとは、文部科学省の定義に従い「当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」と定義する。

「いじめ防止対策推進法」では、「心理的・物理的に影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。